

# 役員の登記を申請される事業主様へ

平成27年2月から、会社等の役員変更登記申請の添付書類や登記する事項が随時変わっています。変更されたものについてお知らせします。



株式会社の取締役等の任期は、株式の譲渡制限に関する規定のある株式会社であっても、最長で10年です。任期満了等による役員変更登記は、本店所在地を管轄する法務局に登記しなければなりません。登記を怠ったときは過料という制裁の対象となる場合がありますので、定款で役員の任期を確認しておきましょう。

登記申請手続は、専門の資格者である司法書士に依頼してすることも可能で、無料の電話相談も行っています。また、お近くの司法書士を紹介してもらうこともできます（愛知県司法書士会電話ガイド（相談無料）：050-3533-3707 平日（祝日を除く）午前10時から午後4時まで）。

## 取締役、監査役等の「就任」の登記申請には本人確認証明書が必要です。

株式会社の設立の登記、取締役、監査役等の「就任」（再任を除く）による変更の登記の申請書には、今までの添付書類に加えて、就任する取締役等の印鑑証明書を添付する場合を除き、就任承諾書に記載された取締役等の氏名及び住所と同一の氏名及び住所が記載された公的証明書（本人確認証明書）の添付が必要になります。※平成27年2月27日から変更

《「本人確認証明書」の例》

- 1 住民票記載事項証明書（住民票の写し）個人番号が記載されていないものを使用してください。
- 2 戸籍の附票
- 3 住基カード（住所が記載されているもの）のコピー\*
- 4 運転免許証のコピー\*

\*3, 4は裏面もコピーし、本人が「原本と相違がない。」と記載して、記名押印する必要があります

就任する取締役等が外国人である場合、あるいは海外に居住する日本人である場合の本人確認証明書については、法務局にお尋ねください。

◎対象となる会社・法人は

- ◆株式会社◆有限会社◆一般（公益）社団・一般（公益）財団法人◆投資法人
- ◆特定目的会社

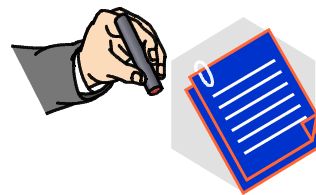
## 代表取締役等が「辞任」する場合の添付書面が変わりました。

代表取締役等（登記所に印鑑を提出した方のみ）の辞任による変更の登記の申請書には、辞任する代表取締役等の個人の実印が押印された辞任届と市区町村で発行された印鑑証明書を添付するか、辞任する代表取締役等の法務局に提出された代表者実印が押印された辞任届を添付する必要があります。※平成27年2月27日から変更

◎対象となる会社・法人は

- ◆株式会社◆有限会社◆一般(公益)社団・一般(公益)財団法人◆投資法人
- ◆特定目的会社◆その他の法人

辞任のみ  
対象



## 監査役を設置している株式会社の登記すべき事項が変わりました。

監査役 of 監査の範囲を会計に関するものに限定する旨を定款で定めている（又は定款に定めがあるものとみなされている）株式会社は、平成27年5月1日以降、最初に監査役の辞任、重任等の登記をするときまでに、その旨の登記をしなければなりません(特例有限会社は除きます)。※平成27年5月1日から変更

定款に「株式を譲渡により取得するには株主総会等の承認を要する」旨の規定を置いている会社は、対象会社である可能性が高いので確認してください。(登記事項の記載例は[こちら](#)をクリックしてください。)

◎対象となる会社・法人及び添付書類は次のとおりです。

(1) 平成18年4月30日以前に設立された株式会社の場合

◎資本金が1億円以下である。

平成18年5月1日当時、資本金が1億円以下であり、かつ、最終の貸借対照表の負債の部に計上した金額の合計が200億円未満である。

◎発行する全部の株式について、譲渡制限に関する規定がある。

◎監査役 of 監査の範囲について、定款の変更をしていない。

平成18年5月1日から現在まで監査の範囲を通常の職務(業務監査)に拡大していない。

◎監査役会設置会社又は会計監査人設置会社ではない。

添付書類(次のいずれか)

監査役 of 監査範囲を会計に限定する定めが記載された定款

定款に定めがない場合には、代表者が作成した証明書(証明書例は[こちら](#)をクリックしてください。)

(2) 平成18年5月1日(会社法施行日)以降に設立された株式会社又は平成18年4月30日以前に設立された株式会社で、かつ、平成18年5月1日以降に株式の譲渡制限に関する規定を設定した株式会社の場合

◎発行する全部の株式について、譲渡制限に関する定めがある。

◎監査役会設置会社及び会計監査人設置会社ではない。

◎監査役 of 監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある。

添付書類(次のいずれか)

監査役 of 監査の範囲を会計に限定する定めが記載された定款

監査役 of 監査の範囲を会計に限定する定めを定款に置くことを決議した株主総会議事録

## 注意

監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある株式会社は、会社法426条の取締役等の責任の免除に関する定款の定めをすることはできません。



**責任限定契約を締結することができる取締役、監査役の範囲が拡大され、責任限定契約に関する登記に伴う社外取締役、社外監査役の登記をしないこととなりました。**

会社法427条1項の責任限定契約を締結することができる取締役及び監査役が、従前の「社外取締役」又は「社外監査役」から、「取締役（業務執行取締役等である者を除く。）」又は「監査役」と改められました。「社外取締役」及び「社外監査役」である旨の登記が義務づけられているのは、その存在が要件とされている制度を採用している場合に限られますので、責任限定契約の登記に関わる「社外取締役」及び「社外監査役」の登記をしないことになりました。当該責任限定契約に関する登記に係る社外取締役及び社外監査役の任期中に限って、社外取締役等である旨の登記を抹消する必要はありませんが（他の役員の変更登記と併せて抹消することも可能です。）、平成27年5月1日以降に、重任又は就任の登記をする場合には、社外取締役等の登記をすることはできません。  
※平成27年5月1日から変更

◎社外取締役の登記をする場合 ①指名委員会等設置会社 ②監査等委員会設置会社  
③特別取締役による議決の定めがある

◎社外監査役の登記をする場合 ①監査役会設置会社

**社外取締役及び社外監査役の要件の見直しがされたため、要件を満たさなくなった役員は社外性喪失の登記をしなければなりません。**

社外取締役及び社外監査役については、その要件が厳格化され、その株式会社又は子会社の業務執行取締役等に加え、親会社の取締役、支配人その他の使用者等、兄弟会社の業務執行取締役等のほか、その株式会社の取締役、支配人その他の使用者の配偶者又は二親等内親族も、その株式会社の社外取締役等となることができなくなりました。※平成27年5月1日から変更

これによって要件を満たさないこととなった取締役及び監査役は、平成27年5月1日以降、最初に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結時までは社外性を有するものとされていますが、その定時株主総会終結後は社外性を喪失するので、社外性喪失の登記をする必要があります。

## 役員の氏名に婚姻前の氏をも記録することができるようになりました。

婚姻等により氏を改めた役員が登記をする場合に、婚姻前の氏をも記録する旨の申出ができるようになりました（登記申請書への記載及び添付書面が必要となります）。※平成27年2月27日から変更

《同時に婚姻前の氏の記録の申出をすることができる登記申請》

◎設立の登記

◎役員（取締役、監査役、執行役、会計参与又は会計監査人）の就任による変更の登記

◎清算人の登記

◎役員又は清算人の氏の変更の登記

\* 申出は、これらの登記の申請人が行うこととなります。

《登記申請書に記載すべき事項》

① 婚姻前の氏を記録すべき役員又は清算人の氏名

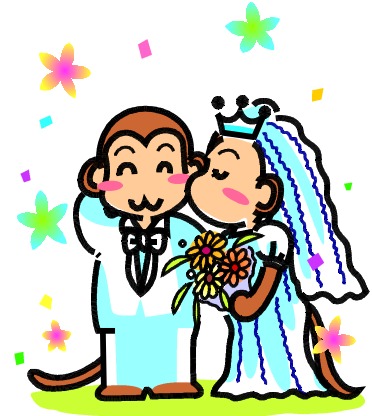
② ①の役員又は清算人の婚姻前の氏

《添付書面の例》

◎戸籍謄本

◎戸籍の事項証明書

（婚姻により氏が改められた旨及び婚姻前の氏が記載されているもの。）



## 登記の申請時に、会社法人等番号を記載することにより、登記事項証明書の添付を省略することができるようになりました。

商業登記法の規定により登記の申請書に添付しなければならないとされている登記事項証明書は、申請書に会社法人等番号を記載した場合には添付を省略することができます。

また、次の場合においても会社法人等番号を届出書に記載等することにより代表者の資格を証する書面等の添付を省略することができます。※平成27年10月5日から変更

○印鑑を提出する際に法人の代表者の資格を証する書面を届出書に添付しなければならないとされている場合

○印鑑カードの交付請求書に法人の登記事項証明書を添付しなければならないとされている場合

### 注意

会社法人等番号は、12桁の数字です。平成27年10月5日以降、登記事項証明書の枠内の最上部に表示されています。（登記事項証明書は[こちら](#)）

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）により会社法その他の法令の規定に基づき設立をした法人に指定される法人番号（13桁）は、登記簿に記録された会社法人等番号（12桁）の前に1桁の数字を付したものです。